（3）　大学改革推進等補助金（デジタル活用教育高度化事業）が過大に交付されていたもの

3件　不当と認める国庫補助金　15,222,097円

大学改革推進等補助金（デジタル活用教育高度化事業）（以下「補助金」という。）は、高等教育における教育手法等の具体化を図ることを目的として、大学等がデジタル技術を積極的に取り入れ、教育内容の高度化を目指す取組を進めるに当たり必要な経費を大学等に対して国が補助するものである。

補助金の補助対象経費は、大学改革推進等補助金（デジタル活用教育高度化事業）交付要綱（令和3年文部科学大臣決定）等によれば、大学等が補助事業を実施するために必要な経費のうち、大学等におけるデジタル活用教育高度化事業（以下「デジタル活用事業」という。）の実施に当たり必要となる物品費、人件費・謝金、旅費その他の経費とされている。そして、サーバ等の保守に係る経費（以下「保守経費」という。）については、複数年度にわたる契約は基本的に認められず、やむを得ず複数年度にわたる契約をしなければならない場合は事業実施年度に係る経費のみを案分して計上することとされている。また、補助金の補助対象は、事業実施年度内に完了する事業とされ、施設の改修に関する経費等については補助金を使用できないこととされている。

本院が、11国立大学法人において会計実地検査を行ったところ、3国立大学法人において、デジタル活用事業の事業実施年度である令和2、3両年度に係る経費ではないことから補助の対象とならない4年度以降の期間分の保守経費、事業実施年度である3年度内に完了していないことから補助の対象とならないシステム開発に関する経費又は補助の対象とならない施設の改修に関する経費をそれぞれ補助対象経費に含めていたため、補助金計15,222,097円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、国立大学法人山口大学において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、岡山大学、九州大学の両国立大学法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において3国立大学法人から提出された実績報告書等の確認又は審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

国立大学法人岡山大学は、デジタル活用事業として、令和2、3両年度に「DXによる個別最適化と教育効果の可視化」事業（以下「教育DX事業」という。）を実施しており、教育DX事業の実施のための設備整備等として、eラーニングシステム用のサーバの購入等に係る経費を対象として、補助対象経費を94,829,013円とする実績報告書を文部科学省に提出して、93,642,294円の補助金の交付を受けていた。

しかし、上記サーバの購入等に係る経費には、複数年度にわたる契約による保守経費が含まれており、保守経費については、やむを得ず複数年度にわたる契約をしなければならない場合は事業実施年度に係る経費のみを案分して計上することとされているのに、同法人は、4年4月1日から最長9年2月28日までの保守経費6,554,663円を補助対象経費に含めていた。

したがって、上記4年度以降の期間分の保守経費6,554,663円を除いて適正な補助対象経費を算定すると88,274,350円、これに対する補助金は87,169,650円となり、前記の補助金交付額93,642,294円との差額6,472,644円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者（事業主体）	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(43)	**文部科学本省**	**国立大学法人岡山大学**	**デジタル活用事業**	2、3	94,829	93,642	6,554	6,472	補助の対象とならない4年度以降の期間分の保守経費を補助対象経費に含めていたもの（岡山大学）
(44)	**同**	**国立大学法人山口大学**	**同**	2、3	77,097	72,544	4,991	4,991	補助の対象とならない事業実施年度内に完了していないシステム開発に関する経費を補助対象経費に含めていたもの（山口大学）
(45)	**同**	**国立大学法人九州大学**	**同**	2、3	222,439	222,439	3,757	3,757	補助の対象とならない施設の改修に関する経費を補助対象経費に含めていたもの（九州大学）
(43)−(45)の計					394,365	388,625	15,304	15,222	

（国立大学法人山口大学の事態については、後掲522ページの国立大学法人山口大学の項「学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの」に掲記）